

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	障害者グループホーム整備事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)	
部等名	保健福祉部	課等名	福祉課		包含する細々目	1	3	1	3	20	2	0	
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり												
施策	34 障害者福祉の推進												
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議		不要							
		事業期間	14	年度～	年度	関連計画 長野県障害者プラン 飯田市障害者プラン 飯田市社会福祉施設整備事業補助金等交付要綱							

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	知的障害者、精神障害者のうち、家庭状況、住宅環境等の理由により住居を必要とする者。	在宅の知的障害者概算数(人)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了年度とする
			415	430		
	在宅の精神障害者概算数(人)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		最終目標達成年度	
		380	400			
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)			
	施設への入所や社会的入院ではなく、障害者の希望に合わせて、地域における自立生活を継続できるように、暮らす場所を整備し、入居希望者に入居してもらう。	グループホームの入居者数(知的) / 在宅の知的障害者数(%)	18目標	9	最終目標	
			18実績	9	19目標	9
			23目標	9	23実績	
		グループホームの入居者数(精神) / 在宅の精神障害者数(%)	18目標	5	最終目標	
18実績			5	19目標	5	
23目標			5	23実績		

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	障害者(知的障害者・精神障害者)が入居するグループホーム(ケアホーム)の設整備(新築 修繕 改修)に対して補助金を交付する。 県の補助金を受けられない場合について補助対象として検討する。 [現状 飯田市内] 知的障害者グループホーム等:20箇所 精神障害者グループホーム等: 6箇所	グループホームの整備は今後とも必要な事業であるが、補助については、原則に基づき適正に検討していく。 平成18年度4月施行の、障害者自立支援法では、医療支援も必要な障害者の生活の場としてのケアホームも支援の対象としている。 障害者自立支援法の内容を精査し、設置希望事業者と協議をし進めていく。	グループホームの新築 修繕、改築(件)	0
	18年度の実績	グループホーム及びケアホームのの整備は今後とも必要な事業であるが、補助については、原則に基づき検討していく。	グループホーム等の新築 修繕、改築(件)	1
	19年度計画			

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	起債		
	その他		
	一般財源		
	事業費計(A)	0	0
人件費	正規職員所要時間	18年度	19年度
	臨時職員等所要時間		50
	人件費計(B)	0	179
	トータルコストA+B	0	179

特定財源内訳や補足事項	精神障害者グループホーム施設整備事業補助金 県1/2 設置者1/4 市1/4 飯田市知的障害者グループホーム設置事業補助金 県1/2 設置者1/2 市なし
-------------	--

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	安心して地域で日常生活が送られる	安心して地域で日常生活がおくれる割合。	現状値	68	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	68
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
		22実績		23目標		

この事業を開始したきっかけ	事業を取り巻く状況の変化	事業に対する市民や議会の意見
前段として、県単の生活寮・共同住居の整備が始まった。精神は平成3年の江戸浜寮が最初。知的は平成9年の柿の沢生活寮が最初。このグループホーム整備事業としては、平成14年のグループホームあゆみが第1号。	身体・知的障害者施策は、平成15年4月より支援費制度が施行され「施設」から「地域」へと変化している。 また精神障害者関係も「入院」から「地域」へと変化している。 H16年度より、県の精神障害者グループホーム整備事業が開始された。 平成18年4月施行の障害者自立支援法では、夜間の支援も必要な障害者のための共同生活介護事業(ケアホーム)も10月から開始された。	障害者 グループホームで生活することを希望する声がある。 支援費事業者 将来重症心身障害者のグループホーム開設希望の動きもある。

【See】18年度の振り返り

目的妥当性評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？	(評価) 結びつく (その理由) グループホーム、ケアホームは、障害者が安定し自立した地域生活を送るうえで、必要不可欠な社会資源である。	有効性評価	成果をさらに向上させる余地はありますか？	(評価) 余地がない (その理由) 現制度の中で、障害者の居住の場としては、グループホーム・ケアホームは最良の選択肢の一つである。
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？	(評価) 必要性がある (その理由) 県では重症心身障害者グループホームの運営事業を新設した。これにより、施設整備補助事業の希望が出る事が予想される。		廃止・休止した場合の影響はありますか？	(評価) 影響あり (その理由) 他に替わる社会資源がなく、結果として希望に反して施設や病院で暮らさざるを得ない障害者が増えることが予想される。
	意図の見直しの必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由) 障害者の、グループホーム・ケアホームで生活したいというニーズには変化はない。		他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？	(評価) 類似事業なし (類似事業名、理由)
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)	(評価) 必要ある (その理由) 障害者の安定した地域生活にはグループホーム・ケアホームが必要であり、市の支援は必要である。		効率性評価	成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？
			公平性評価	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？	(評価) 妥当である (受益者とその理由) 利用者は、グループホーム・ケアホームの整備にかかる費用の一部を負担することがほとんどである。

【Plan】改革改善

今後の事業の方向性	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	平成18年度4月施行の、障害者自立支援法の内容を精査し、事業のやり方を検討する。 国県の事業補助が受けられない事業について、補助。 【課題】 障害者自立支援法の下で、国県が施設整備事業への支援をどうするか、明確になっていない。
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	

【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	必要性がない	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？		

【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	